

## 学校法人東京工芸大学教員の任期に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、学校法人東京工芸大学の教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (任期を定める組織及び職名)

第2条 法第4条1項の規定に基づき任期を定めて任用する教員の教育研究組織及び職名は、次のとおりとする。

#### 一 任期を定める教育研究組織

- (1) 工学部
- (2) 芸術学部
- (3) 工学研究科
- (4) 芸術学研究科

#### 二 任期を定める職名

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手

### (任期及び再任)

第3条 前条に掲げる教育研究組織の教授、准教授、講師、助教及び助手の任期は、5年以内とする。ただし5年以内の期間に限り1回再任用をすることができる。なお、教授にあつては、定年まで再任用することができる。

2 任期中に教授、准教授又は助教に昇任した場合は、新たな任用とみなし、前項の規定を適用する。

### (就業条件等)

第4条 前条の任期以外の就業条件等は、本学就業規則、給与規程、退職金規程及びその他の関連する諸規程の定めるところによる。

### (任用の同意)

第5条 教員を任期を定めて任用する場合は、別紙様式により、当該任用され

る者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第6条 再任の可否を決定するに際しては、当該教員の業績審査を行なうものとする。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 教育活動に関する事項
- 二 研究活動に関する事項
- 三 その他、本学の管理運営及び社会への貢献等に関する事項

(退職)

第7条 任期を定めて任用される教員は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であっても、その意思により退職することができる。

(公表)

第8条 この規程は、本学のホームページ等により広く周知を図るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施及び教員の任期に必要な事項は、別に定める人事委員会の議を経て、理事長が定める。

2 この規程の改廃は、人事委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年9月6日から施行し、平成18年4月1日以降、任用される者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式

同 意 書

年 月 日

学校法人東京工芸大学理事長 ( 氏 名 ) 殿

( 氏 名 ) 印

私は、東京工芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 5 条第 1 項及び学校法人東京工芸大学教員の任期に関する規程(平成 17 年 9 月 6 日制定)第 3 条及び第 4 条に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで